平成２５年（フ）第３５７５号
大阪府豊能郡能勢町宿野435番地の282
債務者　大杉日出子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５８５号
大阪市東成区東中本３丁目21番１―305号
債務者　大西　四郎
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８３２号
大阪府豊中市玉井町２丁目１番25―106号
債務者　夜久　良郎
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８３５号
大阪府八尾市上尾町１丁目29番地の38
債務者　尾越　千乃
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０３１号
大阪府高槻市天川町１番10―306号
債務者　森　　益樹
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０７１号
大阪市都島区友渕町１丁目３番12―502号
債務者　角田　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１０７号
大阪市此花区酉島４丁目１番18―602号
債務者　塩谷　敏子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１７１号
大阪府茨木市春日４丁目10番32号　パールマンション207号
債務者　佐木　美雪（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１７３号
大阪市都島区友渕町２丁目６番15号　第12いほり都島マンション306号、前住所大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　山形　智也
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２８号
北九州市門司区柳町４―14―８　シャトレ柳町302号、住民票上の住所北九州市小倉北区高坊２丁目４番25―113号
債務者　黒岩　利男
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４３号
青森県青森市浪岡大字五本松字平野５番地２
債務者　山内　紀明
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１３８号
青森県弘前市大字外崎３丁目４番地１
債務者　一戸　昭子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１７７９号
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地４棟922号、従前の住所名古屋市北区東水切町１丁目１番地　フォーラム北106号
債務者　大石　美紀（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７９９号
愛知県小牧市久保一色南２丁目253番地２
債務者　武内　堅碁
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８６６号
名古屋市熱田区玉の井町１番１号　ライオンズマンション熱田神宮公園403号
債務者　中村　重雄
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９０７号
名古屋市中川区中郷３丁目396番地　中郷ハイツ301号
債務者　恩田　浩彦
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２８９号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地　誠和荘
債務者　久保田金治
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部